

◇番号：202204

◇研究機関名	法政大学	◇不正の内容	目的外使用
◇不正が行われた年度	平成 27、29、30 年度	◇最終報告書提出日	令和 4 年 9 月 6 日
◇不正に支出された研究費の額	218,737 円	◇不正に関与した研究者数	1 名

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和 4 年 2 月 5 日、独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という）が設置している研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等に関する告発等受付窓口へ匿名の告発があった。同月 8 日、日本学術振興会より、法政大学の公的研究補助金等の不正使用に関する学外通報受付窓口へ当該告発が共有され、法政大学は同月 9 日付で受け付けた。

【調査に至った経緯等】

法政大学は令和 4 年 2 月 15 日より告発に関する予備調査を実施し、その調査結果の報告を受けた最高管理責任者（法政大学総長）が、同年 3 月 8 日に本調査の実施を決定し、同年 4 月 12 日より調査委員会による調査が開始された。

◇調査

【調査体制】

学内委員 6 名、学外委員 2 名（弁護士及び公認会計士）で構成する調査委員会（事務局：監査室）を設置して、調査を行った。

【調査内容】

・調査期間

令和 4 年 4 月 12 日～令和 4 年 7 月 5 日

・調査対象

調査対象者：専門職大学院 元教員

調査対象経費：①科学研究費助成事業

②大学経費による研究費

・調査方法

①関係者へのヒアリング

②関係資料の分析・検証

◇調査結果

【不正の種別】

目的外使用

【不正の具体的な内容】

・動機、背景、手法

(1) 国内交通費の重複受領について

調査対象者は、他大学の非常勤講師を務めていたが、当該講義への出校に際して交通費を受領していた。また、科研費研究のために出張する際、他大学での講義や見学と日程を合わせることもあり、その際は非常勤講師を務めていた他大学から交通費を受領していたにもかかわらず、日程が重なった科研費用務に際して、支出した交通費全額を科研費から支出していた。

調査対象者は交通費を重複受領する意図はなかったと述べてはいるものの、他大学から交通費が支給されていたこと自体は認識していた。しかし、調査対象者がわずかの注意さえすれば、たやすく目的外使用の結果を予見することができたはずであるにもかかわらず、それを漫然と見過ごしていた軽

率さが発生要因となっている。

(2) 海外出張における目的外活動について

調査対象者の科研費用務での海外出張として、他法人が主催するツアー代金が科研費から支出されていた。当該ツアーの目的と調査対象者の各科研費研究課題には一定程度の関連性が認められるものの、一部のツアーについては直接的な関連性が認められなかった。その一部のツアーへの科研費使用は調査対象者がわずかの注意さえすれば、たやすく目的外使用の結果を予見することができたはずであるにもかかわらず、漫然とこれを見過ごしたことが発生要因となっている。

(3) 目的外の謝金支出について

調査対象者は、法政大学の専門職大学院で講義を担当しており、講義資料の改訂作業をアシスタントに依頼し、その作業に対する謝金を科研費から支出していた。この作業は、科研費研究課題との一定の関連性が認められるものの、大学院での教育（講義）のための資料作成に係るものであって、当該研究課題との直接的な関連性があったとはいえない。調査対象者がわずかの注意さえすれば、たやすく目的外使用の結果を予見することができたはずであるにもかかわらず、漫然とこれを見過ごしたことが発生要因となっている。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途

資金の種類	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	218,737円	平成27、29、30年度	1名
計	218,737円		1名(実人数 [※])

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

・私的流用の有無

調査対象者には重過失があったといえ、法政大学公的研究費補助金等に関する不正防止ガイドラインが定める「不正使用等」に該当するが、他大学から支給される交通費分を不正に領得しようとしていたとまでは認められないこと、海外出張時の目的外活動及び目的外の謝金支出についても、調査対象者が直接的な利益を得たわけではないことを踏まえると、私的流用には該当しない。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

(1) 国内交通費の重複受領について

調査対象者は、他大学の非常勤講師を務めたが、当該講義への出校に際して、交通費を受領していた。また、科研費研究のために出張する際、他大学での講義や見学と日程を合わせることもあり、日程が重なった科研費用務に際して、支出した交通費全額を科研費から支出していたが、これは科研費の「他の用途への使用」（目的外使用）に類する、あるいは準ずるものであると判断した。

(2) 海外出張における目的外活動について

調査対象者の科研費用務での海外出張として、他法人が主催するツアー代金が科研費から支出されていることについて、各科研費研究課題との関連性が認められることに加えて、各科研費研究課題と当該出張との直接的な関連性に関する調査対象者の説明にも一定の合理性が認められるものと判断した。しかし、一部の活動については、科研費研究課題との直接的な関連性が認められず、不正使用（目的外使用）であると判断した。

(3) 目的外の謝金支出について

調査対象者は、担当していた講義の資料改訂作業をアシスタントに依頼し、当該作業に対する謝金として科研費から支出しているが、この作業は、科研費研究課題との一定の関連性は認められるものの、大学院での教育（講義）のための資料作成に係るものであって、当該研究課題との直接的な関連性があったとはいえず、謝金支出については、目的外支出と判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

調査対象者（及びそのアシスタント）には、「この用途であれば大丈夫だろう」、「この活動は、科研費研究課題と直接の関連性がある」といった甘い認識があり、それが不正使用等の要因となったものと認

められる。

しかし、科研費用務と重複する別用務に関して他機関から支給される旅費等の有無を確認するといった手続が定められていなかったことや、調査対象者から研究との関連性について一定の説明がなされると、事務担当者としては、当該説明に矛盾や虚偽があると判断する術がなく、それ以上の確認を行うことは困難であったこと等により、結果として不正使用等の防止には至らなかった。こうした研究費管理部署側の「不正を想定した確認手法の未整備」や「確認の深度不足」もまた、不正使用等の要因になったものと考えられる。

【再発防止策】

(1) 申請者側の理解度・意識の向上策

a 本事案を踏まえた法政大学内 Q&A のアップデート及び周知徹底

(a) 申請者を対象とした説明会や申請者（及びそのアシスタント等）（以下「申請者等」という）を対象としたコンプライアンス研修で使用する資料に今回の不正事例に関する事項を追加し、また申請者等への実効的な理解度テストを実施する。

(b) 学部長会議等を通じ、申請者に対し、年 2 回程度（主に長期休業期間前に）、出張業務に係る公的研究費等の適正な執行についての注意喚起等を行う。

b 申請書類へのチェック項目等の追加による“気づきの機会”の付与

具体的には、1 つの出張において科研費以外の用務がある場合は、「出張届及び出張報告書に〇月〇日は科研費用務外であることを明記すること」、「申請する経費について、他機関による経費負担（重複受領）がないことを明記すること」を記載し、申請者のチェック項目を新設する。このほか、科研費の支出先について申請者との関係の有無を記載する欄を設ける。

また、科研費取扱要領中の「海外旅費基準」の〔注意事項（海外）〕及び〔出張経費に係る支出可否〕等の項目に出張経費に係る支出可否や他の経費との合算使用の可否について、より具体的な例示の記載を行う。

(2) 管理・監査体制の実効性の向上

a 科研費取扱要領及び確認項目の見直し

上記 (1) b に記載の、科研費取扱要領に定める申請書類へのチェック項目や支出先と申請者との関係確認欄等の新設により、申請者に気づきの機会を付与するとともに、想定されるリスクの発現を予防・牽制するための予防的統制機能の向上を図る。

また、体制上の強化策として、一次チェック機能を担う現場事務担当者による書類確認及び研究者からの聞き取り情報によって支出の正当性に確認が得られないものについては、適宜担当管理職が判断を行うというチェックフローを確立することで、組織的なチェック体制を確立し、発見的統制機能の強化を図る。

さらに、事務担当者からの問合せや追加資料の提出要請に対して、申請者から証憑の追加提出や適切な説明がなされず、十分な確認を行うことがなすお困難な場合には、コンプライアンス統括責任者を通じて、所属学部、研究科、研究所に改善を指導することを要請し、運用ルール及びコンプライアンス遵守の徹底を図る。

b 事務担当者の意識強化・スキル向上

今回の不正事案の遠因として、適切な執行管理を担う事務側での職業的懐疑心の不足に起因する確認不足があったことを踏まえ、執行管理実務者としての正当な注意と職業的懐疑心の強化を図るための勉強会や実務者研修を定期的実施するとともに、事例集を含めた確認マニュアルの充実化を図る。

また実務においては、特に複数用務で出張した者に対しては、出張後の提出書類として、用務別の業務実施内容が分かる資料の提出を求めることを徹底するとともに、出張届及び出張計画書との整合性について十分な確認を行う。

加えて、出張に係る経費執行については、定期監査においてサンプル抽出を重点的に実施し、疑義が生じたものについては用務先へ出張事実の確認、支払実績照会を確実にを行う。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

調査対象者はすでに退職していることから、大学教員就業規則をはじめとする学内諸規程によって処分することは困難であった。また法政大学としては、調査対象者に対し、調査委員会が不正に使用したと認定した金額について返還を求める予定である。

・本件の公表状況

令和4年12月5日 法政大学ホームページに公表（氏名公表あり）